

車線運用を変更した場合の検討ケース

- ・規制の見直しは、「東堀通り」「西堀通り」「新津屋小路」が検討対象路線。
- ・「東堀通り」「西堀通り」は、車線運用により下記の4つのパターンが想定されるが、基本方針はケース3

◆想定されるパターンと考え方

ケース	平面図（イメージ）	横断面図（イメージ）
<p>① ケース1（現状の一方通行規制） 一方通行規制を解除しない場合</p> <p>【考え方】 現行の車線運用のまま、改善策を検討。</p>		
<p>② ケース2（2車・2車） 東堀通り、西堀通りを2車線の交互通行とした場合</p> <p>【考え方】 自動車による自由度を優先させる案</p>		
<p>③ ケース3（2車・1車） 東堀通り、西堀通りを2車線と1車線の交互通行とした場合</p> <p>【考え方】 東西堀は現行規制の機能を継続しつつ対面通行を図る案</p>		
<p>④ ケース4（1車・1車） 東堀通り、西堀通りを1車線の交互通行とした場合</p> <p>【考え方】 東西堀は自動車以外の空間の有効活用も図り対面通行を図る案</p>		

